

1 青森市長の給料月額について

(質問要旨)

青森市長の適正な給料月額について、試案として1,000,000円程度と示したにもかかわらず、それを1,000,000円と決定した根拠・理由は何か。正規分布曲線を用いると何故適正な額が算出されるのか。

(回 答)

会長試案で用いた正規分布曲線は、財政力指数等財政状況に係る複数の指数について、中核市43市の分布を示したものである。そして、中核市43市の中における青森市の分布位置を明らかにした上で、市長の給料水準も、中核市43市の中においては当該財政状況に係る指数の分布位置と同様の位置とすべきとの考えをとったものである。つまりこれは、中核市43市の市長の給料水準の比較により青森市長の給料月額を決定したことに類するものである(単純な数値や順位の比較によって決定したのではなく、平均値からの偏差の度合いを勘案して決定したのである)。正規分布曲線を用いると適正な額が算出されるのではなく、正規分布曲線を用いて中核市43市の中における青森市の分布位置を明らかにしたのである。

このとき、中核市43市の比較にはどのような意味があるか。

市長の給料月額を検討するに当たっては、昭和43年自治省行政局長通知により、近年における消費者物価指数の推移、人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の市長・副市長の給与月額、青森市特別職職員の報酬額等の推移、一般職の職員の給与改定の状況を参考とすることが要請されている。このうち、の給与改定には、情勢適応の原則や均衡の原則が働いており、民間給与や他自治体職員の給与との均衡がとられている。一般的に多くの自治体において、市長の給与は、当該自治体の特別職報酬等審議会の審議を経て、同通知の要請によって当該自治体の一般職の職員の給与の状況等が勘案されて決定されていると考えられるから、青森市においても、類似団体の市長の給与の状況を勘案して決定することによって、結果として、間接的にはあるが、消費者物価や社会情勢、それらの影響を受けた民間給与、他自

治体の市長の給与、一般職の給与改定の状況など、様々な諸事情を反映させることができると考えられる。更に、市長の職責は地方自治法によって定められ、自治体共通であり、その権限・職務内容も中核市であればほぼ共通していることから、他の中核市の市長の給料を勘案することは、職責・権限・職務内容に見合った額という意味でも、理に適っていると考えられる。したがって、中核市 43 市の市長の給料水準の比較により青森市長の給料月額を決定することは、参考とすべき諸事情をほぼ網羅していると言えるのであり、合理的であると考えられる。

以上のことから、正規分布曲線を用いて、市長の給料水準を財政状況に係る指数の分布位置と同様の位置とすると、平均額から標準偏差の値を減じた額と平均額から標準偏差の値の 2 倍を減じた額との中間の額が適当な水準と考えられ、会長試案として 1,000,000 円程度、ある程度の幅を持つと 980,000 円から 1,030,000 円までの間という額を示したところである。もとより、当初から 1,000,000 円と決めていたわけではないが、980,000 円から 1,030,000 円までの中間で、かつ、市民にも分かりやすい額として提示したところであり、当該額をもって審議会で判断したものと認識している。

2 議員報酬算定の基準方式について

(質問要旨)

会長試案では、廣瀬方式「国会議員の歳費を基準とする考え方」と「当該団体の長の給与額を基準とする考え方」を採用しているが、「国会議員の歳費を基準とする考え方」を採用した理由は何か。

(回答)

廣瀬講師が提唱する議員報酬算定の方式 7 種類のうち、算定が事実上困難なもの及び参考程度と捉えるべきものを除くと、実際に検討に値する選択肢は、及び であると考えられる。

(質問要旨)

青森市議会議員と国会議員とでは、議員報酬と歳費の額や職務内容のレベルが違いすぎることに、地方公務員である青森市職員と国家公務員とでは給料表・俸給表の構造が異なること、この方式が正しいのであれば、全国の市議会議員の議員報酬はすべてこの方式で算定すればよく、全国の市議会議員の議員報酬は給料表毎に統一さ

れることになること、等の理由から廣瀬方式は採用するべきではないと考えるがどうか。

(回 答)

廣瀬講師が提唱する議員報酬算定の方式のうち、「国会議員の歳費を基準とする考え方」は、国会法第 35 条の趣旨を踏まえ、公選職の議員は選挙で選ばれることのない一般職公務員よりも高額な歳費・議員報酬を受けるとの考えのもと、国会議員の歳費と国家公務員の給料の最高額との割合を求め、その割合（関係）を、地方議会議員の議員報酬とその自治体の一般職公務員の給料の最高額にも当てはめようとする考え方である。

この方式は、その自治体の一般職公務員の給料月額を算式に用いることによって間接的に情勢適応の原則や均衡の原則等諸事情を反映させることができる（一般職公務員の給料月額は既に諸事情が反映されて決定されている）ほか、国会議員の歳費を基準とすることによって、地方議会議員の身分が公選職であるという考え方が反映できること、地方分権時代にあつて従来よりも重大な責任を負う議会を担う議員に見合うものであること、生活給的な意味合いを含むこと、などのメリットがあるものと考えられるところである。

したがって、これは国会議員の歳費と国家公務員の給料の最高額との割合を当てはめようとするものであつて、歳費の額のみをもって算定したり、国家公務員と地方公務員の違いに着目したりするものではないから、歳費と議員報酬との額の違いや公務員の給料表・俸給表の構造の差異は、考慮すべき要素ではない。

更に、国会議員と地方議会議員とではその職務内容が違ふとはいえ、公選職という身分を有する点では同じであり、地方分権時代にあつて議会の機能・権限が拡大し、従来よりも重大な責任を負う議会を担う議員であることを考慮すれば、その活動とその対価を軽々しく扱うことはできない。現に、平成 20 年の地方自治法改正により「報酬」が「議員報酬」に改められた際、三議長会が、従来の「報酬」から、国会議員の職務遂行の対価の名称となっている「歳費」又は「地方歳費」に改めるべきであると要請していた（参照：資料 20-01・p42・5～6 行目、資料 20-03・p12・15 行目）ことを考慮すると、地方議会議員の活動とその対価を検討するに当たり、その基準を国会議員に求めることは、何ら不合理ではないと考えられる（因みに、昭和 31 年の地方自治法改正により地方議会議員に期末手当を支給することができるとされたのは、国会議員との権衡を考慮したものである（参照：資料 14-02・p703・8 行目））。

また、この方式によると、同一の給料表を規定する自治体では議員報酬も同額とな

ることもあり得るが、その額は一義的に地方議会議員の活動の対価としての基準値であるとも考えられる。当然のことながら、各自治体の判断によって、その基準値に加減がなされることはあり得るものである。

(質問要旨)

議員の活動状況を調査し、その調査結果をもって議員報酬の額の検証をすればよいのではないか。

(回答)

議員の活動状況を調査し、その調査結果をもって議員報酬の額の検証を行うべきとの考えには、大いに賛同するものである。

議員の活動状況を調査することは、廣瀬講師の「当該団体の長の給与額を基準とする考え方」とも共通する。また、山梨学院大学の江藤教授は、議員報酬額決定の要素として「首長等の活動量と議員の活動量を比較し、その比率で議員報酬を確定する」ことを挙げている(参照：資料 28・p181・7 行目)が、そのためには議員の活動状況の調査が必須である。そして、実際にその調査を行って議員報酬の額を決定したのが三重県議会であり(参照：資料 30-03) その内容については高く評価されているところでもある(参照：第3回会議概要 p21・木村委員発言)。

ただし、その調査を実際に行うべきは、当事者たる議会であって、まさに三重県議会のように、議会自らが外部有識者からなる調査会を設置するなどし、議員報酬のあり方を住民に十分説明できるよう、適正水準やその根拠を示そうとすることが重要であると考えられる。山梨学院大学の江藤教授は、議員報酬は議会自らが住民とともに考えることが前提であり(参照：資料 28・p108・14～15 行目) 特別職報酬等審議会等の報告書や答申を素材に議会自らが議論し、住民との意見交換会を踏まえて議会が責任を持って決定する必要がある(参照：資料 28・p184・5～7 行目)と述べている。

しかし、その調査には相当の期間を要することが想定され、事実、三重県議会は1年間をかけて調査を行ったところであり、当審議会はそれを想定していない(当審議会は、市長の諮問を受けて議員報酬等の額を審議するものであり、議員の活動のあり方の検討や活動量の測定は権限外である)。青森市議会自らが、議会活動や議員活動について、市民が理解し評価できるような方策等を構築して一層の理解を得られるよう努め、責任を持って議員報酬について議論することを、今後の期待としたい(参照：第3回会議概要 p25・石田委員発言)。